

平成30年

改正建築基準法に関する説明会
(第2弾)

建築基準法の一部を改正する法律の施行
(公布の日から1年以内施行)に伴う
建築基準法施行令・施行規則・告示の
改正等に向けた検討案について

4-1. 延焼のおそれのある部分の範囲

(法第2条第6号関係)

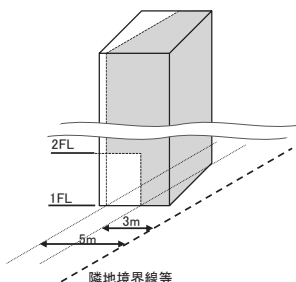
延焼のおそれのある部分から除く部分

- 建築基準法では、隣地境界線等から一定以下の距離にある建築物の部分を「延焼のおそれのある部分」とし、規模や立地などにより、建築物の外壁や外壁の開口部等に一定の性能を要求している。
- このうち、「延焼のおそれのある部分」から除く部分として、建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の「周囲において発生する火熱により燃焼するおそれのない部分」を定める。
- 詳細な範囲の設定方法については、引き続き検討する。

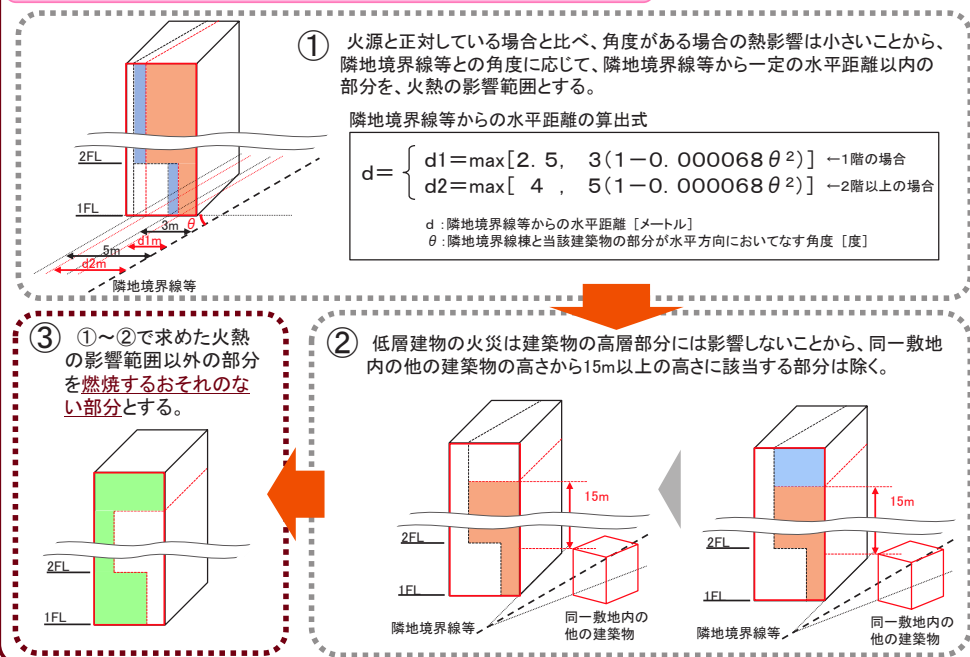
延焼のおそれのある部分【法律】

○ 延焼のおそれのある部分

- ・ 隣地境界線等から、1階は3m以内、2階以上は5m以内の距離にある建築物の部分



周囲において発生する火熱により燃焼するおそれのない部分



※: 本告示の適用対象は外壁及び外壁の開口部に限る。

※: 本告示は、当該建築物の軒の全部又は一部が当該水平距離以下の距離にある場合は適用できない。